

北市川スポーツクラブ部会に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、北市川スポーツクラブ規約（以下「規約」という）第19条の規定に基づき、部会に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 部会は、次のとおりとし、クラブの具体的な運営や事業を計画し、実施する。

- (1) 総務部
- (2) 事業部

(部会の構成)

第3条 各部会は、部長1名、副部長若干名及び部員をもって構成する。

(部会の職務)

第4条 部会の職務は次のとおりとする。

- (1) 総務部は、会員管理、経理事務、財産管理、渉外、ホームページの管理、PR活動、ポスターの作成などを行う
- (2) 事業部は、クラブの事業計画、種目やプログラムの選定、イベントの立案、各教室の開催、指導者の育成や発掘、物品の管理などを行う

(その他)

第5条 この要項で定めるもののほか、必要な事項は運営委員会で別に定める。

附則

本要項は、平成29年1月28日から施行する。